

三重大学生物資源学部 渡邊文二奨学生募集要項

1. 利用できる人(令和3年4月1日現在)

三重大学生物資源学部3年次に在学する学生(外国人留学生を除く)であって、次の各号のいずれにも該当する人。

- (1) 就学するうえで生活が困窮していると認められる人
- (2) 将来、三重県内で、畜産、食品、水産および農業の事業に携わる見込みがある人
- (3) 品行が正しく、学業が優れ、かつ、心身共に健康で意欲的な人

2. 募集人員 2名

3. 応募手続き

- (1) 提出書類 ※下記提出書類は返却しません。
 - ア 奨学生願書(別紙様式、学部ホームページ「在学生のみなさまへ」-「奨学金」よりダウンロード可)
 - イ 学業成績証明書
 - ウ 家計支持者(父母または父母に代わって家計を支えている者)の収入を証明する書類*2
 - エ 学生生活の状況及び今後の進路についての作文。いずれもA4書式で3頁以内。
(様式自由。ただし、過度に専門的にならないようわかりやすく記述すること。)

*1. 本提出書類及び記入していただいた個人情報、選考及び必要な連絡を行う場合のみ使用し、この目的以外に使用することはありません。

*2. 収入を証明する書類は①源泉徴収票のコピー、②確定申告書(控)の写し(税務署の受付印があるもの)、③申告内容確認票の写し等を提出して下さい。
- (2) 提出先
応募提出書類は、**令和3年4月30日(金)**までに、生物資源学研究科チーム(総務担当)に提出して下さい。
- (3) 決定
奨学生の採用は、書類審査(必要に応じ面接審査)を実施し、選考委員会の審議を経て学長が決定します。
結果は、後日、本人に通知します。
採用決定通知については、別途指定する日に直接交付します。

返還不要

4. 給付内容

- (1) 給付額 年額 48万円
- (2) 給付期間 2年間
- (3) 給付方法 原則5月、8月、11月、2月の月末に年額の4分の1ずつを支給します。
- (4) 返済
原則として奨学金返還の義務はありません。奨学設立企業(三昌物産)への礼状や進路の報告などを、定期的に誠意をもって謝意を表すようにしてください。

5. 奨学金の給付の停止、再開または打ち切り

- (1) 給付の停止
奨学生が休学し、又は長期に亘って欠席した場合、選考委員会は当該期間の奨学金の給付を停止します。
- (2) 給付の再開
奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、選考委員会の審議を経て奨学金の給付を再開します。
- (3) 給付の打ち切り
奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会の審議を経て奨学金の給付を打ち切るものとします。
 - ア 退学又は転学したとき。
 - イ 停学その他の処分を受けたとき。
 - ウ 社会的な問題を起こしたとき。
 - エ 学業成績が著しく不良になったとき。
 - オ 奨学金の給付を受けることを辞退したとき。
 - カ その他奨学金の給付の目的を達成する見込みがなくなったとき。

6. 注意事項

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があった場合、前項に関わらず、決定を取り消し、給付金の返済を求めることがあります。
- (2) 他の奨学団体から給付を受けている場合(応募している場合)も応募できます。
- (3) 奨学金の給付を受けた者は、卒業後、遅滞なく進路の状況を書面により選考委員会に届け出るものとします。
- (4) 奨学金の給付を受けた者は、本人の住所、氏名、勤務先等に変更があったときは、その旨を書面にて選考委員会に届け出るものとします。